

広島県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
地 方 機 関
学校以外の教育機関

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

広島県教育委員会
教育長 篠 田 智 志

広島県教育委員会事務局等決裁規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会事務局等決裁規程（昭和五十三年広島県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 1 （略）</p> <p>当分の間、教育次長は、職の設置規則附則第三項に掲げる学校働き方改革推進担当課長（以下「学校働き方改革推進担当課長」という。）の所掌事務について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>3 当分の間、職の設置規則附則第四項に掲げる乳幼児教育・生涯学習担当部長の職にある者（以下「乳幼児教育・生涯学習担当部長」という。）は、広島県教育委員会組織規則第五条に規定する乳幼児教育支援センター及び生涯学習課について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>4 当分の間、職の設置規則別表第三号の表第一号に掲げる広島県立教育センター所長の職にある者（以下「広島県立教育センター所長」という。）は、職の設置規則附則第四項に掲げる個別最適な学び担当課長の職にある者（以下「個別最適な学び担当課長」という。）の所掌事務について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>5 （略）</p> <p>6 当分の間、学校働き方改革推進担当課長及び個別最適な学び担当課長は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>7 当分の間、職の設置規則附則第四項に掲げる不登校支援センター長及び人材育成推進監</p>	<p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる乳幼児教育・生涯学習担当部長の職にある者（以下「乳幼児教育・生涯学習担当部長」という。）は、広島県教育委員会組織規則第五条に規定する乳幼児教育支援センター及び生涯学習課について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>2 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる乳幼児教育・生涯学習担当部長の職にある者（以下「乳幼児教育・生涯学習担当部長」という。）は、広島県教育委員会組織規則第五条に規定する乳幼児教育支援センター及び生涯学習課について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>3 当分の間、職の設置規則別表第三号の表第一号に掲げる広島県立教育センター所長の職にある者（以下「広島県立教育センター所長」という。）は、職の設置規則附則第三項に掲げる個別最適な学び担当課長の職にある者（以下「個別最適な学び担当課長」という。）の所掌事務について、別表第一部長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 当分の間、個別最適な学び担当課長は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項について専決することができる。</p> <p>6 当分の間、職の設置規則附則第三項に掲げる不登校支援センター長及び人材育成推進監</p>

並びに第五項に掲げる県立学校改革推進監及び教育支援推進監の職にある者は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項のうち、課長が主務部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

8| 当分の間、職の設置規則附則第五項に掲げる職にある者（秘書広報室長、教員採用企画室長、職員給与室長及び部活動改革推進室長に限る。）は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項（同欄中第四号、第十一号から第十九号まで、第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事項を除く。）について専決することができる。

9| 10| (略)

11| 当分の間、職の設置規則附則第五項に掲げる秘書広報室長の職にある者は、別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第十六号に掲げる事項について専決することができる。

12| 当分の間、職の設置規則附則第五項に掲げる職員給与室長の職にある者は、別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第十八号から第二十四号までに掲げる事項について専決することができる。

13| 14| (略)

15| 当分の間、教育次長は、第七条第一項の規定にかかわらず、本庁における学校働き方改革推進担当課長、学びの変革推進部における乳幼児教育・生涯学習担当部長、広島県立教育センター所長及び参与の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。

16| 17| (略)

別表第二（第六条の二関係）

管理部	部課の区分	部長専決事項	課長専決事項
総務課	(略)	(略)	一―十五 (略)

並びに第四項に掲げる県立学校改革推進監及び教育支援推進監の職にある者は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項のうち、課長が主務部長の承認を得て指定するものについて専決することができる。

7| 当分の間、職の設置規則附則第四項に掲げる職にある者（秘書広報室長、職員給与室長及び全国高等学校総合体育大会推進室長に限る。）は、別表第一課長及びセンター長専決事項の欄に掲げる事項（同欄中第四号、第十一号から第十九号まで、第二十二号、第三十二号及び第三十三号に掲げる事項を除く。）について専決することができる。

8| 9| (略)

10| 当分の間、職の設置規則附則第四項に掲げる秘書広報室長の職にある者は、別表第二管理部の部総務課の項課長専決事項の欄第十八号に掲げる事項について専決することができる。

11| 当分の間、職の設置規則附則第四項に掲げる職員給与室長の職にある者は、別表第二管理部の部教職員課の項課長専決事項の欄第十七号から第二十四号までに掲げる事項について専決することができる。

12| 13| (略)

14| 当分の間、教育次長は、第七条第一項の規定にかかわらず、学びの変革推進部における乳幼児教育・生涯学習担当部長、広島県立教育センター所長及び参与の所掌事務に係る代理決裁について特別な定めをすることができる。

15| 16| (略)

別表第二（第六条の二関係）

管理部	部課の区分	部長専決事項	課長専決事項
総務課	(略)	(略)	一―十五 (略)
			十六、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十五条の規定によるお從前の例によることとされる特例民法法人に係る監督（解散及び残余財産の処分）の許可を除く。）

この教育委員会教育長訓令は、令和八年四月一日から施行する。

附 則

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	十六・十七 (略)

(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	十七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）に基づく公益信託に係る監督（引受けの許可及び信託財産の全部取崩しの承認を除く。） 十八・十九 (略)